

京都市会計管理者訓令第1号

会 計 室
区会計管理者

会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成26年11月21日

京都市会計管理者 西村 文治

第5条中「市民税課市民税係長又は同部課税課市民税係長」を「納税課長」に改める。

第6条中「課税課長」を「納税課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年11月25日から施行する。

(会計室)